平成２１年（フ）第４０７号
愛知県豊橋市野田町野田13番地の１　野田マンション408号室、住民票上の住所愛知県豊橋市大清水町字大清水３番地の946
債務者　秋山　　寛
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１００号
愛知県豊橋市東岩田４丁目９番地の１　１－１
債務者　楠　　晴光
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０４号
愛知県豊橋市曙町字南松原58番地　Ｃ－101
債務者　荻野　尚子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０９号
愛知県豊川市豊川町伊呂通47番地の８　ロイヤルハイツＫ＆Ａ101号
債務者　藤田　栄司
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割39番地４
債務者　田畠貴美代
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３７号
岩手県久慈市新井田第４地割８番地５　ライムハウス102号
債務者　大月　雄司
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１４号
大分県豊後大野市三重町芦刈481番地20　市営東営住宅Ｅ－303
債務者　松岡　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時20分
大分地方裁判所竹田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５７号
長崎県佐世保市折橋町54―34　特別養護老人ホーム花ぞ野、住民票上の住所長崎県北松浦郡江迎町小川内免21番地
破産者　松田　九郎
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１５号
鳥取県米子市美吉132番地　203号
破産者　清水　勝則
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２１年（フ）第９８号
富山県中新川郡立山町蔵本新432番地の11
破産者　吉崎宅配こと　吉崎　利成
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５０号
福井県鯖江市大倉町第17号５番地19
破産者　駒野佐多郎
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２７号
名古屋市緑区鳥澄２丁目427　マンション細根305号室、住民票上の住所愛知県東海市中央町６丁目191番地
破産者　古田　直人
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５１号
名古屋市北区楠味鋺３―2327　第２グリーンハイツ双葉103、住民票上の住所名古屋市北区中味鋺２丁目101番地
破産者　梅村　信文
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４４号
大阪府岸和田市池尻町773番地
破産者　原田工務店こと　原田　　司
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
大阪府豊中市北桜塚３丁目９番15号ヴィラみどり305号、申立時の住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町野269番地
破産者　北本　　勲
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部